

●介護職員特定処遇改善加算にかかる情報公開化要件」

【見える化要件】

介護職員等特定処遇改善加算を取得するためには要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、介護職員等特定処遇改善加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容の公表を想定しており、介護サービスの情報公表制度の対象となっていない場合、事業者のホームページを活用する等、外部から見える形で公表することも可能であることが明確にされています。

見える化要件に基づき、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に提示します。

【資質の向上】

働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援
(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)小規模事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築

【労働環境・処遇の改善】

ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペースの整備
(両立支援多様な働き方の推進) 有給休暇取得しやすい環境の整備
高齢者の活躍等による役割分担の明確化

【その他】

非正規職員から正規職員への転換
経験・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築

「介護職員等処遇改善加算及び特定加算取得に伴う措置」

令和 3 年度より介護職員等特定処遇改善加算の配分基準の変更に伴い、以下の
ように処遇改善加算及び特定処遇改善加算を該当する職員へ支給配分する。

※ 算定期間 毎 4 月～翌年 3 月までの間
支給要件

(支給対象者及び支給方法)

①介護職員等処遇改善加算について

介護職員のみを支給対象者とする。

支給方法

- 1 一人当たり 20,000 円/月以上を支給する。
- 2 夏季・年末賞与において合計 50,000 円程度を支給する。
- 3 パート職員は時間給に従前どおり 30～50 円を処遇改善額として支給する。

②介護職員等特定処遇改善加算について

- 1 5 月又は 6 月及び 12 月の二回に分けてこれを支給する。

2 配分基準

A 10 年以上の経験を有し介護福祉士有資格者

B その他の介護職員

C その他の職員

に分けそれぞれのカテゴリーの平均が約 1 対 0.9 対 0.45 程度となるよう支給する。(配分基準が令和 3 年度より変更となり基準に準拠。)

- 3 介護職員等処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算報酬額から法定福利費(事業主負担分)を控除し支給する。

※ 居宅介護支援専門員および年 440 万円以上の収入がある職員(介護職員は除く)又は管理者と認められるものは除く。